

総国
令和2年10月9日

各 部 局 長 殿

理事・副学長（教育・学生支援担当）
（公印省略）

理事・副学長（総務・財務・国際展開担当）
（公印省略）

理事（人事労務・環境安全・施設担当）
（公印省略）

「国際的な人の往来の再開」にかかる本学の対応について（通知）

政府は国際的な人の往来の再開を決定・公表し、10月1日から原則として全ての国・地域から外国人留学生・教職員・研究員等を含む中長期在留者（以下「対象者」という。）について、順次、新規入国が認められることとなりました。

本件措置の概要については、9月30日付け外務省公表資料及び10月5日付け文部科学省事務連絡（別添参考資料1を参照）のとおりですが、これまで日本への入国の際に求められていた防疫措置（出国前・後PCR等検査〔入国拒否対象地域のみ〕、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関の不利用）は原則として引き続き求められるほか、受入機関（大学）は対象者に対して防疫事項を説明し、本人の同意を得たうえで、その実施のための必要な措置等を誓約する必要があります。

については、対象者が新規入国時の査証申請に必要な確認・周知事項等について受入フロー（別添参考資料2）を参照のうえ、下記により対応いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、対象者が査証取得後に必要となる各種手続、受入部局で対応いただく事項については、各種事務手続・対応フロー案（別添参考資料3）に基づき実施することを予定しておりますが、手続に必要な各種様式・健康観察等の報告フォーム、案内（WEB）等の詳細については、別途事務担当者宛に通知致します。

記

1. 対象者への確認・周知事項

- ・別紙1「周知例」を活用し、対象者に連絡して入国希望の有無とその時期について確認すること。

※在外公館での手続き状況、空港での検疫体制により直ちに入国出来ない場合もあります。

- ・別紙 2「誓約書発行にあたっての遵守事項」に基づき、対象者に内容を説明し合意を得ること。

※誓約に違反した場合、関係当局により団体名が公表されるとともに、今後招へいする者に対して、本件措置に基づく入国が認められないことがあります。

2. 受入機関としての「誓約書」の作成

- ・受入機関（本学）として「誓約書」を統一して作成するので、上記「1」の確認後、別紙 3「Google フォーム「入国届・誓約書発行依頼」提出方法」を参考に各担当宛て依頼すること。

区 分	担 当
外国人留学生	教育・学生支援部留学生課 国際交流サポート室
教職員・研究員等	総務企画部国際企画課国際総務係

- ・各担当において内容を確認し「誓約書」を作成し各部局へ返送するので、対象者へ写しを送付し、査証申請手続きを行うように指示すること。「誓約書」原本は各部局において対象者の入国から 6 週間、責任を持って保管すること。
なお、「誓約書」は外務省の指示により対象者毎に作成する。

[本件問い合わせ先]

(外国人留学生に関すること)

教育・学生支援部留学生課国際交流サポート室

TEL: 92-7834, 3247

E-Mail: supportoffice@grp.tohoku.ac.jp

(教職員・研究員等に関すること)

総務企画部国際企画課国際総務係

TEL: 91-4843

E-Mail: kokusai-g@grp.tohoku.ac.jp